

# ワイコムモバイル通信サービス 契約約款

第2版

平成21年7月1日

ワイコム株式会社

第1章 総則	5
第1条 約款の適用	5
第2条 約款の変更	5
第3条 約款の揭示	5
第4条 用語の定義	5
第2章 会員契約	7
第5条 会員契約の単位	7
第6条 会員契約申込みの方法	7
第7条 会員契約申込みの承諾	7
第8条 契約者回線の追加	7
第9条 ワイコム契約者の氏名等の変更の届出	7
第10条 会員契約に基づく権利の譲渡の禁止	8
第11条 ワイコム契約者の地位の承継	8
第12条 ワイコム契約者が行う会員契約の解除	8
第13条 当社が行う会員契約の解除	8
第14条 会員契約の終了	9
第3章 料金契約	10
第15条 料金契約の単位	10
第16条 料金契約申込みの方法	10
第17条 料金契約申込みの承諾	10
第18条 最低利用期間	10
第19条 本通信サービスの利用の一時中断	10
第20条 料金契約に基づく権利の譲渡の禁止	10
第21条 ワイコム契約者が行う料金契約の解除	10
第22条 当社が行う料金契約の解除	10
第23条 料金契約の終了	11
第4章 端末設備又は自営電気通信設備の接続等	12
第1節 自営端末設備の接続等	12
第24条 自営端末設備の接続	12
第25条 自営端末設備の認証情報の登録等	12
第26条 自営端末設備に異常がある場合等の検査	12
第27条 自営端末設備の電波発射の停止命令があった場合の取扱い	12
第28条 自営端末設備の電波法に基づく検査	13
第2節 自営電気通信設備の接続等	13
第29条 自営電気通信設備の接続	13
第30条 自営電気通信設備の認証情報の登録等	13
第31条 自営電気通信設備に異常がある場合等の検査	13
第32条 自営電気通信設備の電波発射の停止命令があった場合の取扱い	14
第33条 自営電気通信設備の電波法に基づく検査	14
第5章 利用中止及び利用停止	15

第34条	利用中止	15
第35条	利用停止	15
第6章	通信	17
第36条	インターネット接続サービスの利用	17
第37条	通信の条件	17
第38条	通信利用の制限	17
第7章	料金等	19
第1節	料金及び工事に関する費用	19
第39条	料金及び工事に関する費用	19
第2節	料金等の支払義務	19
第40条	基本使用料の支払義務	19
第41条	基本使用料の日割り	19
第42条	契約解除料の支払義務	20
第43条	手続きに関する料金の支払義務	20
第43条の2	WiMAX機器追加料の支払義務	20
第44条	窓口支払手数料の支払義務	20
第45条	督促手数料の支払義務	20
第46条	工事費の支払義務	21
第3節	料金等の計算及び支払い	21
第47条	料金の計算方法等	21
第48条	料金等の支払い	21
第49条	料金の一括後払い	22
第50条	消費税相当額の加算	22
第51条	期限の利益喪失	22
第4節	預託金	22
第52条	預託金	22
第5節	割増金及び延滞利息	22
第53条	割増金	23
第54条	延滞利息	23
第6節	端数処理	23
第55条	端数処理	23
第8章	保守	24
第56条	当社の維持責任	24
第57条	ワイコム契約者の維持責任	24
第58条	ワイコム契約者の切分責任	24
第59条	修理又は復旧	24
第9章	損害賠償	25
第60条	責任の制限	25
第61条	免責	25
第10章	付随サービス	26

第62条	請求書の発行	26
第63条	支払証明書の発行	26
第11章	雑則	27
第64条	承諾の限界	27
第65条	利用に係るワイコム契約者の義務	27
第66条	他の電気通信事業者への通知	27
第67条	ワイコム契約者に係る情報の利用	27
第68条	検査等のための自営端末設備の持込み	28
第69条	合意管轄裁判所	28
第70条	準拠法	28
料金表		29
第1表	ワイコムモバイル通信サービスに関する料金	29
第1	基本使用料	29
第2	契約解除料	29
第3	手続きに関する料金	29
第4	WiMAX機器追加料	29
第5	窓口支払手数料	30
第6	督促手数料	30
第2表	工事費	30
第3表	付随サービスに関する料金等	30
別記		31
附則		32

## 第1章 総則

### (約款の適用)

第1条 ワイコム株式会社（以下「当社」といいます。）は、このワイコムモバイル通信サービス契約約款（以下「この約款」といいます。）によりワイコムモバイル通信サービス（以下、「本サービス」といいます。）を提供します。

### (約款の変更)

第2条 当社は、この約款を変更することがあります。この場合の提供条件は、変更後の約款によります。

### (約款の掲示)

第3条 当社は、この約款（変更があった場合は変更後の約款）を当社の指定するホームページに掲示します。

### (用語の定義)

第4条 この約款においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

用語	用語の意味
1 電気通信設備	電気通信を行うための機械、器具、線路その他の電氣的設備
2 電気通信サービス	電気通信設備を使用して他人の通信を媒介すること、その他電気通信設備を他人の通信の用に供すること
3 電気通信事業者	電気通信事業法（昭和59年法律第86号。以下「事業法」といいます。）第9条の登録を受けた者又は事業法第16条第1項の届出を行った者
4 電気通信回線設備	送信の場所と受信の場所との間を接続する伝送路設備及びこれと一体として設置される交換設備並びにこれらの付属設備
5 移動無線装置	ワイコムモバイル通信サービスに係る契約に基づいて陸上（河川、湖沼及びわが国の沿岸の海域を含みます。以下同じとします。）において使用されるアンテナ設備及び無線送受信装置
6 無線基地局設備	移動無線装置との間で電波を送り、又は受けるための電気通信設備
7 端末設備	契約者回線の一端に接続される電気通信設備であって、1の部分の設置の場所が他の部分の設置の場所と同一の構内（これに準ずる区域を含みます。）又は同一の建物内であるもの
8 自営端末設備	ワイコム契約者が設置する端末設備
9 自営電気通信設備	電気通信回線設備を設置する電気通信事業者以外の者が設置する電気通信設備であって、端末設備以外のもの
10 協定事業者	当社に電気通信サービスを供給する電気通信事業者のこと
11 モバイルデータ通信網	協定事業者が提供する、主としてデータ通信の用に供することを目的としてインターネットプロトコルにより符号の伝送交換を行うための電気通信回線設備

1 2	ワイコムWiMAXサービス	UQコミュニケーションズの提供する移動通信役務を利用し、又は相互接続して、当社がワイコム契約者に対して提供する電気通信サービス
1 3	サービス取扱所	(1) ワイコムモバイル通信サービスに関する業務を行う当社の事業所 (2) 当社の委託によりワイコムモバイル通信サービスに関する契約事務を行う者の事業所
1 4	会員契約	この約款に基づき当社からワイコムモバイル通信サービスの提供を受ける資格を得るための契約
1 5	料金契約	会員契約に基づき当社から契約者回線の提供を受けるための契約であって、1の契約者回線ごとに申込みを行うことにより成立するもの
1 6	ワイコム契約者	当社と会員契約を締結している者
1 7	端末機器	端末機器の技術基準適合認定等に関する規則（平成16年1月26日総務省令第15号。以下「技術基準適合認定規則」といいます。）第3条で定める種類の端末設備の機器
1 8	契約者回線	無線基地局設備とワイコム契約者が指定する移動無線装置との間に設定される電気通信回線
1 9	認証情報	ワイコムモバイル通信サービスの提供に際してワイコム契約者を識別するための情報であって、端末設備又は自営電気通信設備の認証に使用するもの
2 0	料金月	1の暦月の起算日（当社が契約ごとに定める毎暦月の一定の日をいいます。）から次の暦月の起算日の前日までの間
2 1	消費税相当額	消費税法（昭和63年法律第108号）及び同法に関する法令の規定に基づき課税される消費税の額並びに地方税法（昭和25年法律第226号）及び同法に関する法令の規定に基づき課税される地方消費税の額

## 第2章 会員契約

### (会員契約の単位)

第5条 当社は、会員契約に係る1の申込みごとに1の会員契約を締結します。この場合、ワイコム契約者は、1の会員契約につき1人に限ります。

### (会員契約申込みの方法)

第6条 会員契約の申込みをするときは、当社所定の契約申込書の本サービスの契約事務を行うサービス取扱所に提出していただきます。

ただし、オンラインサインアップ（モバイルデータ通信網等を経由して、当社が定める契約事項をその本サービスの契約事務を行うサービス取扱所に送信することをいいます。以下同じとします。）により会員契約の申込みをするときは、その契約事項の送信を契約申込書の提出とみなして取り扱います。

2 前項の場合において、会員契約の申込みをする者は、その申込みと併せて、その会員契約に属する料金契約の申込みを行っていただきます。

### (会員契約申込みの承諾)

第7条 当社は、会員契約の申込みがあったときは、受け付けた順序に従って承諾します。

2 前項の規定にかかわらず、当社は、業務上の都合により、その申込みの承諾を延期することがあります。

3 会員契約の申込みをした者の年齢が未成年の場合は、保護者の承諾が必要となります。

4 前2項の規定にかかわらず、当社は、次の場合には、その申込みを承諾しないことがあります。

(1) 会員契約の申込みをした者が本サービスに係る料金その他の債務（この約款に規定する料金又は工事費若しくは割増金等の料金以外の債務をいいます。以下同じとします。）の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。

(2) 前条に基づき提出された契約申込書その他の書類に不備があるとき。

(3) 会員契約の申込みをした者が、第35条（利用停止）第1項各号の規定のいずれかに該当し、本サービスの利用を停止されたことがある又は本サービスに係る契約の解除を受けたことがあるとき。

(4) 第65条（利用に係るワイコム契約者の義務）の規定に違反するおそれがあるとき。

(5) 会員契約の申込みをした者が指定したクレジットカードの名義人と異なるとき。

(6) その他当社の業務の遂行上支障があるとき。

### (契約者回線の追加)

第8条 ワイコム契約者は、新たに契約者回線の提供を受けようとするときは、その会員契約に基づき料金契約の申込みを行っていただきます。

### (ワイコム契約者の氏名等の変更の届出)

第9条 ワイコム契約者は、契約者連絡先（氏名、名称、住所若しくは居所、連絡先の電話番号若しくはメールアドレス又は請求書の送付先をいいます。以下同じとします。）に変更があった

ときは、そのことを速やかに本サービスの契約事務を行うサービス取扱所に当社所定の書面により届け出ていただきます。

- 2 当社は、前項の届出があったときは、その変更のあった事実を証明する書類を提示していただくことがあります。
- 3 ワイコム契約者は、第1項の届出を怠ったことにより、当社がそのワイコム契約者の従前の契約者連絡先に宛てて書面等を送付したときは、その書面等が不到達であっても、通常その到達すべき時にそのワイコム契約者が通知内容を了知したものととして扱うことに同意していただきます。
- 4 ワイコム契約者が事実と反する届出を行ったことにより、当社が届出のあった契約者連絡先に宛てて書面等を送付した場合についても、前項と同様とします。
- 5 前2項の場合において、当社は、その書面等の送付に起因して発生した損害について、一切の責任を負わないものとします。
- 6 当社は、契約者連絡先が事実と反しているものと判断したときは、この約款の規定によりワイコム契約者に通知等を行う必要がある場合であっても、それらの規定にかかわらず、その通知等を省略できるものとします。

#### (会員契約に基づく権利の譲渡の禁止)

第10条 ワイコム契約者が会員契約に基づいて本サービスの提供を受ける権利は、譲渡することができません。

#### (ワイコム契約者の地位の承継)

- 第11条 相続又は法人の合併若しくは分割によりワイコム契約者の地位の承継があったときは、相続人、合併後存続する法人、合併若しくは分割により設立された法人又は分割により営業を承継する法人は、当社所定の書面にこれを証明する書類を添えて、その本サービスの契約事務を行うサービス取扱所に届け出ていただきます。
- 2 前項の場合に、地位を承継した者が2人以上あるときは、そのうち1人を当社に対する代表者と定め、これを届け出ていただきます。これを変更したときも同様とします。
  - 3 当社は、前項の規定による代表者の届出があるまでの間、その地位を承継した者のうちの1人を代表者として取り扱います。
  - 4 ワイコム契約者は、第1項の届出を怠った場合には、第9条（ワイコム契約者の氏名等の変更の届出）第3項から第6項の規定に準じて取り扱うことに同意していただきます。

#### (ワイコム契約者が行う会員契約の解除)

第12条 ワイコム契約者は、会員契約を解除しようとするときは、当社所定の方法により、そのことをあらかじめその本サービスの契約事務を行うサービス取扱所に通知していただきます。

#### (当社が行う会員契約の解除)

- 第13条 当社は、第35条（利用停止）の規定により本サービスの利用を停止されたワイコム契約者が、なおその事実を解消しない場合は、その会員契約を解除することがあります。
- 2 前項の規定にかかわらず、当社は、ワイコム契約者が第35条（利用停止）第1項各号の規

定のいずれかに該当する場合に、その事実が当社の業務の遂行に特に著しい支障を及ぼすと認められるときは、本サービスの利用停止をしないでその会員契約を解除することがあります。

3 前2項の規定にかかわらず、当社は、ワイコム契約者について、破産法、民事再生法又は会社更生法の適用の申立てその他これらに類する事由が生じたことを知ったときは、直ちにその会員契約を解除することができます。

4 当社は、第1項又は第2項の規定により、その会員契約を解除しようとするときは、あらかじめワイコム契約者にそのことを通知します。

(会員契約の終了)

第14条 会員契約は、その契約に属する料金契約がなくなったときは、その状態の発生と同時に終了するものとします。

### 第3章 料金契約

#### (料金契約の単位)

第15条 当社は、1の契約者回線ごとに1の料金契約を締結します。

#### (料金契約申込みの方法)

第16条 料金契約の申込みをするときは、当社所定の契約申込書とその本サービスの契約事務を行うサービス取扱所に提出していただきます。

ただし、オンラインサインアップにより料金契約の申込みをするときは、その契約事項の送信を契約申込書の提出とみなして取り扱います。

#### (料金契約申込みの承諾)

第17条 当社は、料金契約の申込みがあったときは、第7条（会員契約申込みの承諾）の規定に準じて取り扱います。

#### (最低利用期間)

第18条 料金契約には、その契約に基づき契約者回線の提供を開始した日から起算して6ヶ月間の最低利用期間があります。

2 前項の最低利用期間内に本サービスが解除されたときは、ワイコム契約者は残余の期間に対応する料金に相当する金額を、当社が指定する期日までに一括して支払うものとします。

#### (本サービスの利用の一時中断)

第19条 当社は、ワイコム契約者から当社所定の方法により請求があったときは、料金契約に係る本サービスの利用の一時中断（その請求のあった契約者回線を一時的に利用できないようにすることをいいます。以下同じとします。）を行います。

#### (料金契約に基づく権利の譲渡の禁止)

第20条 ワイコム契約者が料金契約に基づいて契約者回線の提供を受ける権利は、譲渡することができません。

#### (ワイコム契約者が行う料金契約の解除)

第21条 ワイコム契約者は、料金契約を解除しようとするときは、当社所定の方法により、そのことをあらかじめその本サービスの契約事務を行うサービス取扱所に通知していただきます。

#### (当社が行う料金契約の解除)

第22条 当社は、第35条（利用停止）の規定により本サービスの利用を停止されたワイコム契約者が、なおその事実を解消しない場合は、その料金契約を解除することがあります。

2 前項の規定にかかわらず、当社は、ワイコム契約者が第35条（利用停止）第1項各号の規定のいずれかに該当する場合に、その事実が当社の業務の遂行に特に著しい支障を及ぼすと認められるときは、本サービスの利用停止をしないでその料金契約を解除することがあります。

- 3 前2項の規定にかかわらず、当社は、ワイコム契約者について、破産法、民事再生法又は会社更生法の適用の申立てその他これらに類する事由が生じたことを知ったときは、直ちにその料金契約を解除することができます。
- 4 当社は、第1項又は第2項の規定により、その料金契約を解除しようとするときは、あらかじめワイコム契約者にそのことを通知します。

(料金契約の終了)

第23条 料金契約は、会員契約の解除と同時に終了するものとします。

## 第4章 端末設備又は自営電気通信設備の接続等

### 第1節 自営端末設備の接続等

#### (自営端末設備の接続)

第24条 ワイコム契約者は、その契約者回線に、又はその契約者回線に接続されている電気通信設備を介して、自営端末設備（移動無線装置にあつては、協定事業者が無線局の免許を受けることができるもの及び本サービスの契約者回線に接続することができるものに限り、以下この条において同じとします。）を接続するときは、当社所定の方法により、当社が別に定めるサービス取扱所にその接続の請求をしていただきます。

2 当社は、前項の請求があつたときは、次の場合を除き、その請求を承諾します。

(1) その接続が別記1に規定する技術基準及び技術的条件（以下「技術基準等」といいます。）に適合しないとき。

(2) その接続が事業法施行規則第31条で定める場合に該当するとき。

3 当社は、前項の請求の承諾にあつては、次の場合を除き、その接続が技術基準等に適合するかどうかの検査を行います。

(1) 技術基準適合認定規則様式第7号又は様式第14号の表示等により当社が技術基準等に適合していることが確認できる端末機器を接続するとき。

(2) 事業法施行規則第32条第1項で定める場合に該当するとき。

4 当社の係員は、前項の検査を行う場合、所定の証明書を提示します。

5 ワイコム契約者が、その自営端末設備を変更したときについても、前4項の規定に準じて取り扱います。

#### (自営端末設備の認証情報の登録等)

第25条 当社は、当社が必要と認める場合において、その自営端末設備（移動無線装置に限ります。）の認証情報その他の情報の登録、変更又は消去（以下「認証情報の登録等」といいます。）を行います。

#### (自営端末設備に異常がある場合等の検査)

第26条 当社は、契約者回線に接続されている自営端末設備に異常がある場合その他電気通信サービスの円滑な提供に支障がある場合において必要があるときは、ワイコム契約者に、その自営端末設備の接続が技術基準等に適合するかどうかの検査を受けることを求めることがあります。この場合、ワイコム契約者は、正当な理由がある場合その他事業法施行規則第32条第2項で定める場合を除き、検査を受けることを承諾していただきます。

2 当社の係員は、前項の検査を行う場合、所定の証明書を提示します。

3 ワイコム契約者は、第1項の検査を行った結果、自営端末設備が技術基準等に適合していると認められないときは、その自営端末設備の契約者回線への接続を取りやめていただきます。

#### (自営端末設備の電波発射の停止命令があつた場合の取扱い)

第27条 ワイコム契約者は、契約者回線に接続されている自営端末設備（移動無線装置に限るま

す。以下この条において同じとします。)について、電波法(昭和25年法律第131号)の規定に基づき、当社が、総務大臣から臨時に電波発射の停止を命ぜられたときは、その自営端末設備の使用を停止して、無線設備規則(昭和25年電波監理委員会規則第18号)に適合するよう修理等を行っていただきます。

- 2 当社は、前項の修理等が完了したときは、電波法の規定に基づく検査等を受けるものとし、ワイコム契約者は、正当な理由がある場合を除き、検査を受けることを承諾していただきます。
- 3 ワイコム契約者は、前項の検査等の結果、自営端末設備が無線設備規則に適合していると認められないときは、その自営端末設備の契約者回線への接続を取りやめていただきます。

(自営端末設備の電波法に基づく検査)

第28条 前条に規定する検査のほか、自営端末設備(移動無線装置に限ります。)の電波法に基づく検査を受ける場合の取扱いについては、前条第2項及び第3項の規定に準ずるものとします。

## 第2節 自営電気通信設備の接続等

(自営電気通信設備の接続)

第29条 ワイコム契約者は、その契約者回線に、又はその契約者回線に接続されている電気通信設備を介して、自営電気通信設備(移動無線装置にあっては、協定事業者が無線局の免許を受けることができるもの及び本サービスの契約者回線に接続することができるものに限り、以下この条において同じとします。)を接続するときは、当社所定の方法により、当社が別に定めるサービス取扱所にその接続の請求をしていただきます。

- 2 当社は、前項の請求があったときは、次の場合を除き、その請求を承諾します。
  - (1) その接続が技術基準等に適合しないとき。
  - (2) その接続により当社の電気通信回線設備の保持が経営上困難となることについて、総務大臣の認定を受けたとき。
- 3 当社は、前項の請求の承諾に当たっては、事業法施行規則第32条第1項で定める場合に該当するときを除き、その接続が技術基準等に適合するかどうかの検査を行います。
- 4 当社の係員は、前項の検査を行う場合、所定の証明書を提示します。
- 5 ワイコム契約者が、その自営電気通信設備を変更したときについても、前4項の規定に準じて取り扱います。

(自営電気通信設備の認証情報の登録等)

第30条 自営電気通信設備(移動無線装置に限ります。)の認証情報の登録等については、第25条(自営端末設備の認証情報の登録等)の規定に準ずるものとします。

(自営電気通信設備に異常がある場合等の検査)

第31条 契約者回線に接続されている自営電気通信設備に異常がある場合その他電気通信サービスの円滑な提供に支障がある場合の検査については、第26条(自営端末設備に異常がある場合等の検査)の規定に準ずるものとします。

(自営電気通信設備の電波発射の停止命令があった場合の取扱い)

第32条 自営電気通信設備(移動無線装置に限ります。)について、臨時に電波発射の停止命令があった場合の取扱いについては、第27条(自営端末設備の電波発射の停止命令があった場合の取扱い)の規定に準ずるものとします。

(自営電気通信設備の電波法に基づく検査)

第33条 自営電気通信設備(移動無線装置に限ります。)の電波法に基づく検査を受ける場合の取扱いについては、第28条(自営端末設備の電波法に基づく検査)の規定に準ずるものとします。

## 第5章 利用中止及び利用停止

(利用中止)

第34条 当社は、次の場合には、本サービスの利用を中止することがあります。

- (1) 当社の電気通信設備の保守上又は工事上やむを得ないとき。
- (2) 第38条（通信利用の制限）の規定により、通信利用を中止するとき。

2 当社は、前項の規定により本サービスの利用を中止するときは、当社が別に定める方法により、あらかじめそのことをそのワイコム契約者にお知らせします。

ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

(利用停止)

第35条 当社は、ワイコム契約者が次のいずれかに該当するときは、6か月以内で当社が定める期間（本サービスの料金その他の債務を支払わないときは、その料金その他の債務が支払われるまでの間、第2号又は第3号の規定に該当するときは、当社がワイコム契約者本人を確認するための書類として当社が別に定めるものを当社が指定するサービス取扱所に提出していただくまでの間）、その本サービスの利用を停止することがあります。

- (1) 当社が請求した料金その他の債務について、支払期日を経過してもなお支払わないとき（支払期日を経過した後、サービス取扱所（料金収納事務を行う当社の事業所に限ります。）以外において支払われた場合であって、当社がその支払いの事実を確認できないときを含みます。以下この条において同じとします。）。
- (2) 本サービスに係る契約の申込みに当たって当社所定の書面に事実と反する記載を行ったことが判明したとき。
- (3) 第9条（ワイコム契約者の氏名等の変更の届出）の規定に違反したとき及びその規定により届け出た内容について事実と反することが判明したとき。
- (4) ワイコム契約者が当社と契約を締結している若しくは締結していた他の本サービスに係る料金その他の債務又はワイコム契約者が当社と契約を締結している若しくは締結していた他の電気通信サービスに係る料金等の債務（その契約約款等に定める料金その他の債務をいいます。）について、支払期日を経過してもなお支払わないとき。
- (5) ワイコム契約者がその本サービス又は当社と契約を締結している他の本サービスの利用において第65条（利用に係るワイコム契約者の義務）の規定に違反したと当社が認めたとき。
- (6) 契約者回線に自営端末設備又は自営電気通信設備を当社の承諾を得ずに接続したとき。
- (7) 第26条（自営端末設備に異常がある場合等の検査）若しくは第31条（自営電気通信設備に異常がある場合等の検査）の規定に違反して当社の検査を受けることを拒んだとき又はその検査の結果、技術基準等に適合していると認められない自営端末設備若しくは自営電気通信設備の契約者回線への接続を取りやめなかったとき。
- (8) 第27条（自営端末設備の電波発射の停止命令があった場合の取扱い）、第28条（自営端末設備の電波法に基づく検査）、第32条（自営電気通信設備の電波発射の停止命令があった場合の取扱い）又は第33条（自営電気通信設備の電波法に基づく検査）の規定に違反したとき。

(9) 第52条(預託金)に規定する預託金を預け入れないとき。

2 当社は、前項の規定により本サービスの利用を停止するときは、あらかじめその理由、利用停止をする日及び期間をそのワイコム契約者に通知します。

ただし、前項第5号により利用停止を行う場合であって、緊急やむを得ないときは、この限りではありません。

## 第6章 通信

(インターネット接続サービスの利用)

第36条 ワイコム契約者は、インターネット接続サービス（本サービスに係る無線基地局設備を経由してインターネットへの接続を可能とする電気通信サービスをいいます。以下同じとします。）を利用することができます。

2 当社は、インターネット接続サービスの提供により生じた損害については、一切の責任を負わないものとします。

(通信の条件)

第37条 当社は、本サービスを利用できる区域について、当社の指定するホームページに掲示するものとします。

ただし、その区域内にあっても、屋内、地下、トンネル、ビルの陰、山間部、海上等電波の伝わりにくいところでは、通信を行うことができない場合があります。

2 本サービスに係る通信は、当社が別に定める通信プロトコルに準拠するものとします。ただし、その通信プロトコルに係る伝送速度を保証するものではありません。

3 本サービスに係る伝送速度は、通信状況又は通信環境その他の要因により変動するものとします。

4 ワイコム契約者は、1の料金契約において、同時に2以上の移動無線装置による通信を行うことはできません。

5 当社は、1の移動無線装置において、一定時間内に基準値を超える大量の符合を送受信しようとしたときは、その伝送速度を一時的に制限し、又はその超過した符号の全部若しくは一部を破棄します。

6 電波状況等により、本サービスを利用して送受信された情報等が破損又は滅失することがあります。この場合において、当社は、一切の責任を負わないものとします。

(通信利用の制限)

第38条 当社は、通信が著しくふくそうし、通信の全部を接続することができなくなったときは、天災、事変その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがある場合の災害の予防若しくは救援、交通、通信若しくは電力の供給の確保又は秩序の維持のために必要な事項を内容とする通信及び公共の利益のため緊急を要する事項を内容とする通信を優先的に取り扱うため、次に掲げる機関が使用している契約者回線（当社がそれらの機関との協議により定めたものに限りま

す。）以外のものによる通信の利用を中止する措置を執ることがあります。

機関名
気象機関 水防機関 消防機関 災害救助機関 秩序の維持に直接関係がある機関 防衛に直接関係がある機関 海上の保安に直接関係がある機関 輸送の確保に直接関係がある機関 通信役務の提供に直接関係がある機関 電力の供給の確保に直接関係がある機関 水道の供給の確保に直接関係がある機関 ガスの供給の確保に直接関係がある機関 選挙管理機関
別記2の基準に該当する新聞社等の機関 預貯金業務を行う金融機関 国又は地方公共団体の機関

## 第7章 料金等

### 第1節 料金及び工事に関する費用

(料金及び工事に関する費用)

第39条 本サービスの料金は、料金表第1表（ワイコムモバイル通信サービスに関する料金）に規定する基本使用料、契約解除料、手続きに関する料金、WiMAX機器追加料、窓口支払手数料及び督促手数料とします。

2 本サービスの工事に関する費用は、料金表第2表（工事費）に規定する工事費とします。

### 第2節 料金等の支払義務

(基本使用料の支払義務)

第40条 ワイコム契約者は、その料金契約に基づいて当社が契約者回線の提供を開始した日から起算して料金契約の解除があった日の前日までの期間（提供を開始した日と解除があった日が同一の日である場合は、その日）について、料金表第1表第1（基本使用料）に規定する基本使用料の支払いを要します。

ただし、この約款又は料金表に特段の定めのある場合は、この限りではありません。

2 前項の期間において、利用の一時中断等により本サービスを利用することができない状態が生じたときの基本使用料の支払いは、次によります。

(1) ワイコム契約者は、利用の一時中断をしたときは、その期間中の基本使用料の支払いを要します。

(2) ワイコム契約者は、利用停止があったときは、その期間中の基本使用料の支払いを要します。

(3) 前2号の規定によるほか、ワイコム契約者は、次の場合を除き、本サービスを利用できなかった期間中の基本使用料の支払いを要します。

区 別	支払いを要しない料金
ワイコム契約者の責めによらない理由によりその会員契約に係る全ての契約者回線が全く利用できない状態（その会員契約に係る電気通信設備による全ての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。）が生じた場合に、そのことを当社が認知した時刻から起算して、24時間以上その状態が連続したとき。	そのことを当社が認知した時刻以後の利用できなかった時間（24時間の倍数である部分に限ります。）について、24時間ごとに日数を計算し、その日数に対応する基本使用料

3 当社は、支払いを要しないこととされた料金が既に支払われているときは、その料金を返還します。

(基本使用料の日割り)

第41条 当社は、次の場合が生じたときは、基本使用料をその利用日数に応じて日割りします。

(1) 料金月の起算日以外の日、契約者回線の提供の開始又は契約者回線の廃止があったとき。

(2) 料金月の起算日以外の日、基本使用料の額が増加又は減少したとき。この場合、増加又は減少後の基本使用料は、その増加又は減少のあった日から適用します。

(3) 第40条(基本使用料の支払義務)第2項第3号の表の規定に該当するとき。

(4) 第47条(料金の計算方法等)の規定により料金月の起算日の変更があったとき。

2 前項第1号から第3号までの規定による基本使用料の日割りは、その料金月に含まれる日数により行います。この場合、第40条(基本使用料の支払義務)第2項第3号の表に規定する料金の算定にあたっては、その日数計算の単位となる24時間をその開始時刻が属する料金日とみなします。

3 第1項第4号の規定による基本使用料の日割りは、変更後の料金月に含まれる日数により行います。

#### (契約解除料の支払義務)

第42条 ワイコム契約者は、最低利用期間中に料金契約の解除があったときは、料金表第1表第2(契約解除料)に規定する契約解除料の支払いを要します。

#### (手続きに関する料金の支払義務)

第43条 ワイコム契約者は、本サービスに係る契約の申込み又は手続きを要する請求をし、その承諾を受けたときは、料金表第1表第3(手続きに関する料金)に規定する手続きに関する料金の支払いを要します。

ただし、その手続きの着手前にその契約の解除又はその請求の取消しがあったときは、その限りではありません。この場合、既にその料金が支払われているときは、当社は、その料金を返還します。

#### (WiMAX機器追加料の支払義務)

第43条の2 ワイコム契約者は、1の料金契約において、その料金月の登録機器(料金月内のいずれかの時点においてWiMAX機器登録が行われていたWiMAX機器をいいます。以下同じとします。)の総数が2以上であったときは、その総数から1を減じて得た数に応じて、料金表第1表第4(WiMAX機器追加料)に規定するWiMAX機器追加料の支払いを要します。ただし、ワイコム契約者の責めによらない理由により1料金月の全ての日にわたってその会員契約に係る全ての契約者回線が全く利用できない状態(その会員契約に係る電気通信設備による全ての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合をふくみます。)が生じたときは、この限りでは行いません。

2 WiMAX機器追加料については日割り計算行いません。

#### (窓口支払手数料の支払義務)

第44条 ワイコム契約者は、当社が払込票(当社が指定する店舗において料金等を支払う際に必要となる書面をいいます。以下同じとします。)を発行したときは、料金表第1表第4(窓口支払手数料)に規定する窓口支払手数料の支払いを要します。

#### (督促手数料の支払義務)

第45条 ワイコム契約者は、当社が支払督促(料金その他の債務の支払いを求める行為であって、当社が行う会員契約の解除の予告を伴うものをいいます。以下同じとします。)を行った場

合に、その支払期日を経過してもなお支払いがなかったときは、料金表第1表第5（督促手数料）に規定する督促手数料の支払いを要します。

（工事費の支払義務）

第46条 ワイコム契約者は、工事を要する請求をし、その承諾を受けたときは、料金表第2表（工事費）に定める工事費の支払いを要します。

ただし、その工事の着手前にその契約の解除又はその請求の取消し（以下この条において「解除等」といいます。）があったときは、この限りではありません。この場合、既にその工事費が支払われているときは、当社は、その工事費を返還します。

2 工事の着手後完了前に解除等があった場合は、前項の規定にかかわらず、ワイコム契約者は、その工事に関して解除等があったときまでに着手した工事の部分について、その工事に要した費用を負担していただきます。

### 第3節 料金等の計算及び支払い

（料金の計算方法等）

第47条 当社は、ワイコム契約者がその契約に基づき支払う料金のうち、基本使用料は、料金月に従って計算するものとします。

ただし、この約款の特段の規定に従って計算する場合のほか、当社が必要と認めるときは、当社が別に定める期間に従って随時に計算します。

2 当社は、当社の業務の遂行上やむを得ない場合は、前項の料金月の起算日を変更することがあります。

3 料金の計算は、料金表に規定する税抜額（消費税相当額を加算しない額をいいます。以下同じとします。）により行います。

（料金等の支払い）

第48条 ワイコム契約者は、料金等について、当社が定める期日までに、当社が指定する金融機関等において支払っていただきます。

2 前項の場合において、料金等は、支払期日の到来する順序に従って支払っていただきます。

3 当社は、次のいずれかに該当したときは、払込票を発行します。この場合において、ワイコム契約者は、あらかじめ指定した支払方法にかかわらず、その払込票を使用して料金等を支払っていただきます。

（1）口座振替に係る金融機関等の手続きが完了する前に料金等の支払いを要するとき。

（2）口座振替による料金等の引き落としが2回連続で完了しなかったとき。

（3）クレジットカード会社又は金融機関等によりワイコム契約者の指定したクレジットカード又は支払口座の利用が停止されたことを当社が知ったとき。

4 当社は、この約款に別段の定めがあるときを除き、書面による請求書の発行を行わないものとします。

（料金の一括後払い）

第49条 当社は、当社に特別の事情がある場合は、ワイコム契約者の承諾を得て、2月以上の料金を、当社が指定する期日までに、まとめて支払っていただくことがあります。

(消費税相当額の加算)

第50条 この約款により支払いを要する額は、料金表に規定する税抜額に基づき計算した額に消費税相当額を加算した額とします。

なお、本条により計算された支払いを要する額は、料金表に規定する税込額(消費税相当額を加算した額をいいます。以下同じとします。)に基づき計算した結果と異なる場合があります。

(期限の利益喪失)

第51条 次の各号に定める事由のいずれかが発生したときは、ワイコム契約者は、この約款に基づく料金その他の債務の全てについて、当然に期限の利益を失い、当社に対して直ちにその料金その他の債務を弁済しなければならないものとします。

(1) ワイコム契約者がその負担すべき債務の全部又は一部について不完全履行若しくは履行遅滞に陥ったとき。

(2) ワイコム契約者について破産、会社更生手続開始又は民事再生手続開始その他法令に基づく倒産処理手続の申立てがあったとき。

(3) ワイコム契約者に係る手形又は小切手が不渡りとなったとき。

(4) ワイコム契約者の資産について法令に基づく強制換価手続の申立てがあったとき又は仮差押え、仮処分若しくは税等の滞納処分があったとき。

(5) ワイコム契約者の所在が不明であるとき。

(6) ワイコム契約者が預託金を預け入れないとき。

(7) その他ワイコム契約者が負担すべき債務の完全な履行を妨げる事情があると認めるとき。

2 ワイコム契約者は、前項第2号から第4号に定める事由のいずれかが発生した場合には、その事実を速やかに本サービスの契約事務を行うサービス取扱所に通知していただきます。

#### 第4節 預託金

(預託金)

第52条 ワイコム契約者は、次の場合には、本サービスの利用に先立って預託金を預け入れていただくことがあります。

(1) 会員契約の申込みの承諾を受けたとき。

(2) 料金契約の申込みの承諾を受けたとき。

(3) 第35条(利用停止)第1項第1号又は第4号の規定による利用停止を受けた後、その利用停止が解除されるとき。

2 預託金の額は、1料金契約あたり10万円以内で当社が別に定める額とします。

3 預託金については、無利息とします。

4 当社は、その会員契約の解除等、預託金を預け入れた事由が解消した場合には、その契約に係る預託金を預け入れた者に返還します。

5 当社は、預託金を返還する場合に、ワイコム契約者がその契約に基づき支払うべき額があると

きは、返還額をその額に充当します。

## 第5節 割増金及び延滞利息

(割増金)

第53条 ワイコム契約者は、料金の支払いを不法に免れた場合は、その免れた額のほか、その免れた額（消費税相当額を加算しない額とします。）の2倍に相当する額に消費税相当額を加算した額を割増金として、当社が指定する期日までに支払っていただきます。

(延滞利息)

第54条 ワイコム契約者は、料金その他の債務（延滞利息を除きます。）について支払期日を経過してもなお支払いがない場合には、支払期日の翌日から支払いの日の前日までの間の当社が定める日数について年14.5%の割合（年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とします。）で計算して得た額を延滞利息として、当社が指定する期日までに支払っていただきます。

## 第6節 端数処理

(端数処理)

第55条 当社は、料金その他の計算において、その計算結果に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てます。

ただし、この約款に別段の定めがあるときは、その定めるところによります。

## 第8章 保守

(当社の維持責任)

第56条 当社は、当社の設置した電気通信回線設備を事業用電気通信設備規則（昭和60年郵政省令第30号）に適合するように維持します。

(ワイコム契約者の維持責任)

第57条 ワイコム契約者は、自営端末設備又は自営電気通信設備を、技術基準等に適合するよう維持していただきます。

2 前項の規定のほか、ワイコム契約者は、自営端末設備（移動無線装置に限ります。）又は自営電気通信設備（移動無線装置に限ります。）を、無線設備規則（昭和25年電波監理委員会規則第18号）に適合するよう維持していただきます。

(ワイコム契約者の切分責任)

第58条 ワイコム契約者は、自営端末設備又は自営電気通信設備が契約者回線に接続されている場合であって、契約者回線その他協定事業者の電気通信設備を利用することができなくなったときは、その自営端末設備又は自営電気通信設備に故障のないことを確認のうえ、当社に協定事業者の電気通信設備の調査の請求をしていただきます。

(修理又は復旧)

第59条 当社は、当社の設置した電気通信設備が故障し、又は滅失した場合は、速やかに修理し、又は復旧するものとします。

ただし、24時間未満の修理又は復旧を保証するものではありません。

## 第9章 損害賠償

### (責任の制限)

第60条 当社は、本サービスを提供すべき場合において、当社の責めに帰すべき理由によりその提供をしなかったときは、その会員契約に係る全ての契約者回線が全く利用できない状態(その会員契約に係る電気通信設備による全ての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。以下この条において同じとします。)にあることを当社が認知した時刻から起算して、24時間以上その状態が連続したときに限り、そのワイコム契約者の損害を賠償します。

- 2 前項の場合において、当社は、その会員契約に係る全ての契約者回線が全く利用できない状態にあることを当社が認知した時刻以後のその状態が連続した時間(24時間の倍数である部分に限ります。)について、24時間ごとに日数を計算し、その日数に対応する料金表第1表第1(基本使用料)に規定する料金の合計額を発生した損害とみなし、その額に限って賠償します。
- 3 前項の場合において、日数に対応する料金額の算定にあたっては、第41条(基本使用料の日割り)の規定に準じて取り扱います。
- 4 当社は、本サービスを提供すべき場合において、当社の故意又は重大な過失によりその提供をしなかったときは、前3項の規定は適用しません。

### (免責)

第61条 当社は、電気通信設備の修理又は復旧等にあたって、その電気通信設備に記憶されている内容が変化又は消失したことにより損害が生じた場合に、それが当社の故意又は重大な過失により生じたものでないときは、その責任を負わないものとします。

- 2 当社は、本サービスに係る技術仕様その他の提供条件の変更又は電気通信設備の更改等に伴い、ワイコム契約者が使用若しくは所有している端末機器(その端末機器を接続又は装着等することにより一体的に使用される電子機器その他の器具を含みます。)の改造又は交換等を要することとなった場合であっても、その改造又は交換等に要する費用については負担しません。

## 第10章 付随サービス

### (請求書の発行)

第62条 当社は、ワイコム契約者から請求があったときは、当社が別に定めるところにより、書面により請求書を発行します。

2 ワイコム契約者は、前項の請求をし、その承諾を受けたときは、料金表第3表（付随サービスに関する料金等）に規定する手数料の支払いを要します。

### (支払証明書の発行)

第63条 当社は、ワイコム契約者から請求があったときは、当社が別に定めるところにより、その支払証明書（そのワイコム契約者に係る料金その他の債務が既に支払われた旨の証明書をいいます。以下同じとします。）を発行します。

2 ワイコム契約者は、前項の請求をし、その承諾を受けたときは、料金表第3表（付随サービスに関する料金等）に規定する手数料及び郵送料等の支払いを要します。

## 第11章 雑則

### (承諾の限界)

第64条 当社は、ワイコム契約者から工事その他の請求があった場合に、料金その他の債務の支払いを現に怠り若しくは怠るおそれがあるとき又はその請求を承諾することが技術的に困難なとき若しくは保守することが著しく困難であるときその他当社の業務の遂行上支障があるときは、その請求を承諾しないことがあります。この場合は、その理由をその請求をした者に通知します。

ただし、この約款において特段の規定がある場合には、その規定によります。

### (利用に係るワイコム契約者の義務)

第65条 ワイコム契約者は、次のことを守っていただきます。

(1) 端末設備（自営端末設備にあつては、移動無線装置に限ります。）又は自営電気通信設備（移動無線装置に限ります。）を取りはずし、変更し、分解し、若しくは損壊し、又はその設備に線条その他の導体を連絡しないこと。ただし、天災、事変その他の事態に際して保護する必要があるとき又は自営端末設備若しくは自営電気通信設備の接続若しくは保守のため必要があるときは、この限りではありません。

(2) 故意に通信の伝送交換に妨害を与える行為を行わないこと。

(3) 当社が端末設備又は自営電気通信設備に登録した認証情報を改ざんしないこと。

(4) 他人の著作権その他の権利を侵害する、公序良俗に反する、法令に反する、若しくは他人の利益を害する態様で本サービスを利用し、又は他人に利用させないこと。なお、別記3に定める禁止行為に抵触すると当社が判断した場合には、本項の義務違反があつたものとみなします。

(5) 位置情報（端末設備の所在に係る緯度及び経度の情報をいいます。以下同じとします。）を取得することができる端末設備を契約者回線へ接続し、それを他人に所持させるときは、その所持者のプライバシーを侵害する事態が発生しないよう必要な措置を講じること。

2 ワイコム契約者は、前項各号の規定に違反して当社又は第三者に与えた損害について、一切の責任を負っていただきます。

### (他の電気通信事業者への通知)

第66条 ワイコム契約者は、第12条（ワイコム契約者が行う会員契約の解除）、第13条（当社が行う会員契約の解除）又は第14条（会員契約の終了）の規定に基づき会員契約を解除した後、現に料金その他の債務の支払いがない場合は、他の電気通信事業者からの請求に基づき、氏名、住所、電話番号、生年月日及び支払状況等の情報（ワイコム契約者を特定するために必要なもの及び支払状況に関するものであつて、当社が別に定めるものに限ります。）を当社が通知することにあらかじめ同意するものとします。

### (ワイコム契約者に係る情報の利用)

第67条 当社は、ワイコム契約者に係る氏名、名称、住所若しくは居所、連絡先の電話番号若しくはメールアドレス又は請求書の送付先等の情報を、当社の電気通信サービスに係る契約の

申込み、契約の締結、工事、料金の適用、料金の請求等、当社の契約約款等の規定に係る業務の遂行上必要な範囲（ワイコム契約者に係る情報を当社の業務を委託している者に提供する場合を含みます。）で利用します。なお、本サービスの提供にあたり取得した個人情報の利用目的は、当社が公開するプライバシーポリシーにおいて定めます。

（検査等のための自営端末設備の持込み）

第68条 ワイコム契約者は、次の場合には、その自営端末設備（移動無線装置に限ります。以下この条において同じとします。）又は自営電気通信設備（移動無線装置に限ります。以下この条において同じとします。）を、当社が指定した期日に当社が指定するサービス取扱所又は当社が指定する場所へ持ち込んでいただきます。

（1）第24条（自営端末設備の接続）から第28条（自営端末設備の電波法に基づく検査）の規定に基づく自営端末設備の検査を受けるとき又は第29条（自営電気通信設備の接続）から第33条（自営電気通信設備の電波法に基づく検査）の規定に基づく自営電気通信設備の検査を受けるとき。

（2）その他当社が必要と認めるとき。

（合意管轄裁判所）

第69条 この約款に関する訴訟については、札幌地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

（準拠法）

第70条 この約款の成立、効力、解釈及び履行については、日本国法に準拠するものとします。

## 料金表

### 第1表 ワイコムモバイル通信サービスに関する料金

#### 第1 基本使用料

1 料金契約ごとに月額

区分	サービス	料金額
		税抜額 (税込額)
基本使用料	ワイコムWiMAX	3,800円 (3,990円)

#### 第2 契約解除料

1 料金契約ごとに

区分	サービス	料金額
		税抜額 (税込額)
基本使用料	ワイコムWiMAX	2,000円 (2,100円)

#### 第3 手続きに関する料金

##### 1 適用

手続きに関する料金の適用については、第43条（手続きに関する料金の支払義務）の規定によるほか、次のとおりとします。

手続きに関する料金の適用		
(1) 手続きに関する料金の適用	手続きに関する料金は、次のとおりとします。	
	区分	内容
	登録料	料金契約の申込みをし、その承諾を受けたときに支払いを要する料金

##### 2 料金額

1 料金契約ごとに

区分	サービス	料金額
		税抜額 (税込額)
登録料	ワイコムWiMAX	3,000円 (3,150円)

#### 第4 WiMAX機器追加料

1 登録機器ごとに月額

区分	料金額
	税抜額 (税込額)
WiMAX機器追加料	200円 (210円)

## 第5 窓口支払手数料

### 1 適用

窓口支払手数料の適用については、第44条（窓口支払手数料の支払義務）の規定によります。

### 2 料金額

払込票1通ごとに

区分	サービス	料金額
		税抜額（税込額）
窓口支払手数料	ワイコムWiMAX	200円（210円）

## 第6 督促手数料

1支払督促ごとに

区分	サービス	料金額
		税抜額（税込額）
督促手数料	ワイコムWiMAX	300円（315円）

## 第2表 工事費

1支払督促ごとに

区分	サービス	料金額
工事費	ワイコムWiMAX	別に算定する実費

## 第3表 付随するサービスに関する料金等

### 第1 請求書の発行手数料

発行1回ごとに

区分	サービス	料金額
		税抜額（税込額）
請求書の発行手数料	ワイコムWiMAX	200円（210円）

別記

1 自営端末設備及び自営電気通信設備が適合すべき技術基準等

区分	サービス	技術基準等
技術基準	ワイコムWiMAX	端末設備等規則(昭和60年郵政省令第31号)
技術的条件	ワイコムWiMAX	—

2 新聞社等の基準

区分	基準
(1) 新聞社	次の基準の全てを備えた日刊新聞紙を発行する新聞社 ア 政治、経済、文化その他公共的な事項を報道し、又は論議することを目的として、あまねく発売されること。 イ 発行部数が1の題号について、8,000部以上であること。
(2) 放送事業者等	放送法(昭和25年法律第132号)第2条に定める放送事業者及び有線テレビジョン放送法(昭和47年法律第114号)第2条に定める有線テレビジョン放送施設者であって自主放送を行う者
(3) 通信社	新聞社又は放送事業者等にニュース((1)欄の基準のすべてを備えた日刊新聞紙に掲載し、又は放送事業者等が放送をするためのニュースまたは情報(広告を除きます。)をいいます。)を供給することを主な目的とする通信社

3 インターネット接続サービスの利用における禁止行為

- (1) 当社若しくは他人の電気通信設備等の利用若しくは運営に支障を与える行為又はそのおそれのある行為
- (2) 他人に無断で広告、宣伝若しくは勧誘の文書等を送信又は記載する行為
- (3) 他人が嫌悪感を抱く、又はそのおそれのある文書等を送信、記載若しくは掲載する行為
- (4) 他人になりすまして各種サービスを利用する行為
- (5) 他人の知的財産権(特許権、実用新案、著作権、意匠権、商標権等)その他の権利を侵害する行為又はそのおそれのある行為
- (6) 他人の財産、プライバシー若しくは肖像権を侵害する行為又はそのおそれのある行為
- (7) 他人を差別し、誹謗中傷し、又はその名誉若しくは信用を毀損する行為
- (8) 猿褒、児童虐待若しくは児童ポルノ等児童及び青少年に悪影響を及ぼす画像、音声、文字又は文書等を送信、記載又は掲載する行為
- (9) 無限連鎖講(ネズミ講)若しくは連鎖販売取引(マルチ商法)等を開設し、又はこれを勧誘する行為
- (10) インターネット接続サービスにより利用しうる情報を改ざんし、又は消去する行為
- (11) 有害なコンピュータープログラム等を送信し、又は掲載する行為
- (12) 売春、暴力、残虐等公序良俗に違反し、又は他人に不利益を与える行為
- (13) 他人を欺き錯誤等に陥れ、他人のID、パスワード又はその他の情報等を取得する行為又は取得する恐れのある行為
- (14) 犯罪行為またはそれを誘発もしくは扇動する行為
- (15) その他法令に違反する行為
- (16) (1) から (15) までの規定のいずれかに該当する行為を助長する行為

附 則

(実施時期)

この約款は、平成21年4月1日から実施します。

附 則

(実施時期)

1. この改定規定は、平成21年7月1日から実施します。

(経過措置)

2. この改定規定実施の日から、1の料金契約において、同時に4以上のWiMAX機器登録を行っていることが判明したときは、当社はワイコム契約者への特段の通知を行うことなく、その数が3以下となるよう当社の判断によりWiMAX機器登録を廃止します。

3. 前項に規定するWiMAX機器登録の廃止は、その登録日時が新しいものから順に行うこととします。